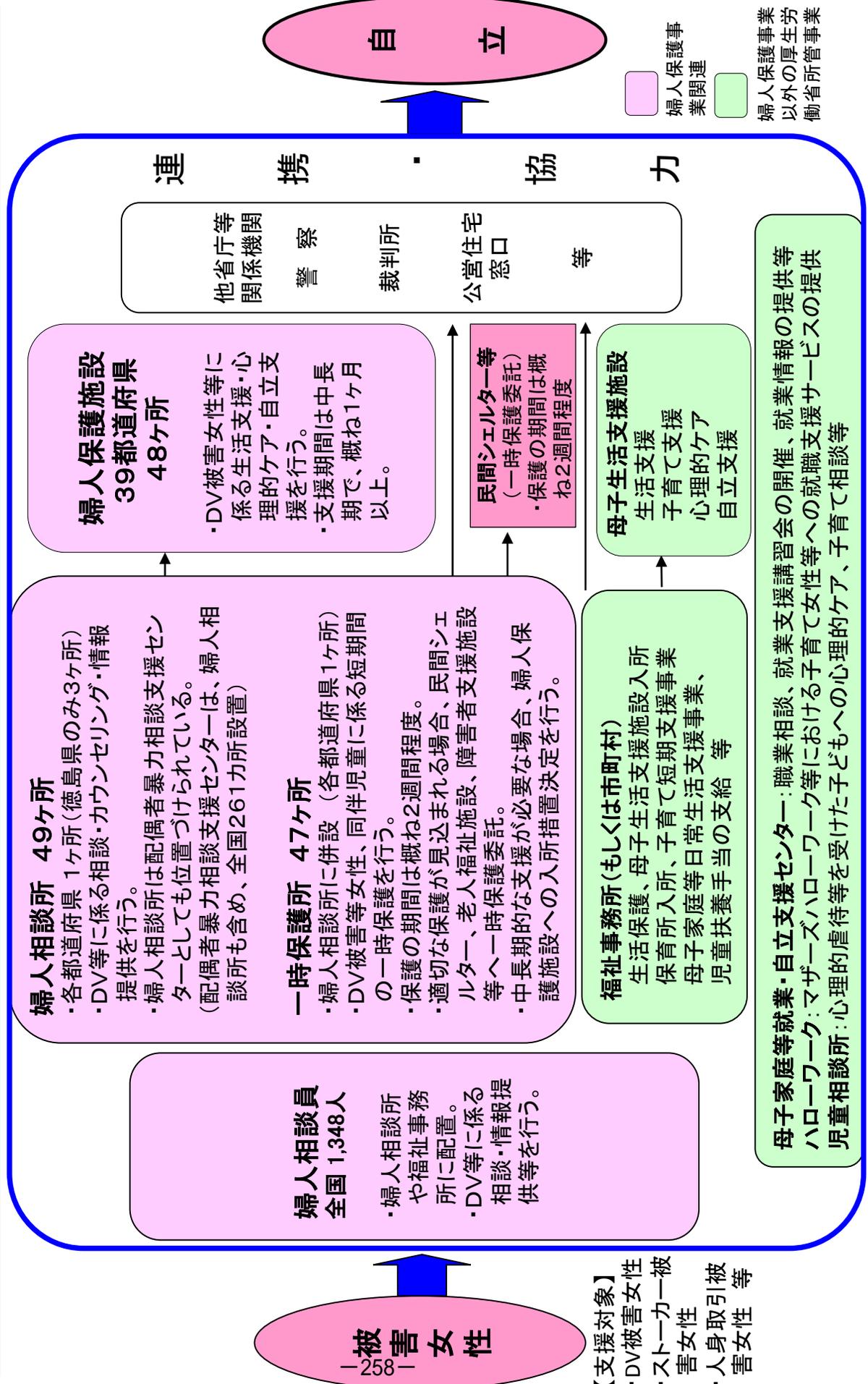


「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 90
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等	
細項目	<p>① 市町村における配偶者暴力相談支援センターの設置を促進するとともに、研修の充実等による相談員の質の向上等、配偶者等からの暴力の被害者への支援体制の充実を図る。また、<u>社会の変化に見合った婦人保護事業の在り方について検討を推進する。</u></p> <p>② 個々の被害者の保護、支援をより適切に行うため、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等により、支援センターを中心とした協議会の活用を促進するほか、関係機関間の連携の具体的方法の検討・共有等により、個別事案の対応を含めた関係機関相互の連携体制の整備・強化に取り組む。</p>	
該当施策名 (事業名)	婦人保護事業	
当該施策の背景・目的	<p>婦人保護事業は、売春防止法(昭和31年法律第118号)に基づき、要保護女子についてその転落の未然防止と保護更生を図ること並びに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号)に基づき、配偶者からの暴力被害女性の保護を図ることを目的としている。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>28年度当初予算: 2,239,971 千円 + 7,309,066 千円の内数</p> <p>28年度一次補正予算: - 千円</p> <p>28年度二次補正予算: - 千円</p> <p>29年度要求予算: 2,264,449 千円 + 16,642,616 千円の内数</p>
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>婦人保護事業は、社会環境の浄化、配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行うとともに、要保護女子等の早期発見に努め、必要な相談、調査、判定、指導・援助、一時保護及び収容保護を行うものである。</p> <p>平成29年度要求予算においては、配偶者からの暴力(DV)被害者等に対して、婦人相談所等で行う相談、保護、自立支援等の取組を推進するよう要求を行うとともに、婦人相談員による相談・支援の充実を図るため、婦人相談員手当の改善を行うよう要求を行っている。</p>	
担当府省庁	厚生労働省	
	雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課	

婦人保護事業の概要

○婦人保護事業関連施設と、ひとり親家庭の支援施策など婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業を組み合わせて被害女性の自立に向けた支援を実施。必要に応じ、関係省庁等とも連携して対応。



【支援対象】
 ・DV被害女性
 ・ストーカー被害女性
 ・人身取引被害女性等

母子家庭等就業・自立支援センター：職業相談、就業支援講習会の開催、就業情報の提供等
 ハローワーク：マザーズハローワーク等における子育て女性等への就職支援サービスの提供
 児童相談所：心理的虐待等を受けた子どもへの心理的ケア、子育て相談等

婦人保護事業関連
 婦人保護事業以外の厚生労働省所管事業

(注) 婦人相談員、婦人相談所及び婦人保護施設の数は平成27年4月1日現在。配偶者暴力相談支援センターの数は平成27年11月9日現在

婦人保護事業関係予算の概要

平成28年度予算額（昨年度予算額）

約95億5000万円（約69億2400万円）

1 婦人相談所における支援（婦人相談所運営費負担金）

約1800万円

○婦人相談所における広域措置の実施

他の都道府県への広域措置の円滑な実施を図るため、DV被害者等を他の都道府県の婦人相談所等へ移送するために必要な旅費等の補助を行う。

○外国人婦女子緊急一時保護経費

外国人のDV被害者等を保護した際の通訳雇い上げに伴う費用や関係機関との連絡に必要な経費等の補助を行う

2 婦人相談所の一時保護委託、婦人保護施設における自立支援

婦人保護事業費負担金
婦人保護事業費補助金

約22億2200万円

○婦人相談所における一時保護の実施

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○婦人相談所が一時保護委託するための経費

DV被害者等の状況に応じて、婦人相談所が民間シェルター等の適切な委託契約施設へ一時保護を委託し、自立に向けた支援を行う。また、恋人からの暴力被害者も一時保護委託の対象とする。

○婦人保護施設における保護・自立支援に必要な経費

職員の人件費、入所者の食費や被服費などの生活費、施設の維持・管理費

○心理療法定当職員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に心理療法定当職員を配置し、DV被害者及び同伴家族の心理的ケアの支援を図る。

○同伴児童のケアを行う指導員の配置

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設に同伴児童のケアを行う指導員を配置し、虐待を受けた児童へのケアの充実強化を図るとともに、保護された女性が自立に向けた取組を安心して行える環境を整える。

○夜間警備体制強化事業

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の夜間警備体制を強化することにより、配偶者の暴力から逃れて入所している被害者や職員の安全の確保を図る。

○ 婦人保護施設入所者の地域生活移行支援

地域生活移行支援を賃貸物件を活用して実施する場合に、建物の賃貸料の一部を措置費に算定する。

○ 婦人保護施設における同伴児童の入進学支度金の創設

婦人保護施設における同伴児童が、小学校、中学校、又は高等学校に入進学した場合の入進学支度金を支給する。

3 婦人相談員活動強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

約73億1000万円の内数

○ 婦人相談員活動強化事業

DV等の相談に応じる婦人相談員の手当や調査・指導のための旅費等を補助する。

4 DV対策等の機能強化

(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

約73億1000万円の内数

○ DV被害者保護支援都道府県域ネットワーク事業

DV被害者の保護支援については、様々な関係機関の連携が必要であることから、婦人相談所と関係機関等との連絡会議やケース会議を開催し、連携の強化を図る。

○ DV相談担当職員研修事業

婦人相談所職員や婦人相談員等に対し、DVの特性等に関する理解を深めるために必要な研修を実施する。

また、職員の専門性の向上のため、婦人相談所の指導的立場にある職員に対する研修を国において実施する。

○ 休日夜間電話相談事業

婦人相談所に電話相談員を配置し、休日及び夜間の相談体制の強化を図り、DV被害者等の相談に対応する。

○ 専門通訳者養成研修事業

DV等に関する専門的な知識を持った通訳者の養成研修を実施し、外国人DV被害者への適切な支援を確保する。

○ 法的対応機能強化事業

婦人相談所において、DV被害者等からの離婚問題、生活破綻問題及び在留資格等についての情報提供や調整の相談等に対し、弁護士等による法的な調整や援助を行う。）

5 DV被害者等自立生活援助モデル事業（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

約73億1000万円の内数

婦人相談所において一時保護された者などが、地域で自立し、定着するための支援を行うモデル事業。

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(3) 配偶者等からの暴力の被害者への支援の充実等	
細項目	③ 加害者更生に関する取組は被害者(子供も含む。)の安全を確保するための手法としても有効であるとの認識に立ち、地域社会内での加害者更生プログラムの実態把握等これまでの調査研究結果を踏まえ、取組の具体化に向けた調査・検討を加速する。	
該当施策名 (事業名)	諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究	
当該施策の背景・目的	平成27年度に内閣府が実施した「配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究事業」報告書では、今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討する際には、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要である旨の見解が示された。こうした状況を踏まえ、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: - 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 7,258 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	検討委員会を設置し、海外調査及び文献・資料調査により、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査を行い、日本における加害者プログラムの在り方を検討する。調査研究報告書については、諸外国の加害者プログラムの実施状況等の周知を図るため、地方公共団体及び被害者支援団体に配布する。	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

諸外国における配偶者等に対する暴力の加害者更生に係る実態調査研究

1. 目的

今後、日本における加害者プログラムの在り方を検討するに際し、諸外国の先行事例を参考にしつつ、被害者に対する危険度等のアセスメントの導入や、加害者プログラムへの参加に係る法制度の在り方等について検討していくことが必要であることから、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査研究を行う。

2. 事業概要について

- 関係省庁及び有識者5名程度（研究者、弁護士、支援者等）からなる検討委員会を設置する。
- 海外調査及び文献・資料調査により、諸外国における加害者プログラムの実施基準及びリスクアセスメント指標を用いた機関間連携体制等について調査を行い、検討委員会（5回程度）において日本における加害者プログラムの在り方を検討する。
- 諸外国の加害者プログラムの実施状況等の周知を図るため、地方公共団体及び被害者支援団体に調査研究報告書を配布する。

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</p>	
該当施策名 (事業名)	男女間における暴力に関する調査	
当該施策の背景・目的	<p>男女間を取り巻く環境の変化に応じた被害傾向の変化等に適切に対応するためには、男女間における暴力の実態について、定期的・継続的な調査の実施が不可欠である。このため、平成11年度から3年毎に、全国の20歳以上の男女を対象にアンケート調査を実施している。平成29年度においても本調査を実施し、昨今の男女間における暴力の実態を明らかにすることを目的とする。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 15,646 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>全国の20歳以上の男女5,000人を無作為抽出し、配偶者からの被害経験、交際相手からの被害経験等、男女間における暴力の実態に関するアンケート調査を行う。</p>	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

男女間における暴力に関する調査

1. 目的

配偶者等に対する暴力についての確かな施策を実施するため、配偶者暴力防止法(第25条)や第4次男女共同参画基本計画(平成27年12月25日閣議決定)に基づき、男女間における暴力の実態を定期的・継続的に調査する。

2. 事業概要について

- 調査対象: 全国の20歳以上の男女5,000人
 - 調査方法: 無作為抽出によるアンケート調査
 - 調査項目: 男女間における暴力の実態
- ① 配偶者暴力防止法の認知
 - ② 夫婦間での行為についての暴力としての認識
 - ③ 配偶者からの被害経験
 - ④ 交際相手からの被害経験
 - ⑤ 特定の異性からの執拗なつきまとい等の経験
 - ⑥ 無理やりに性交された経験
 - ⑦ 男女間の暴力を防止するために必要な対策・体制

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</p>	
該当施策名 (事業名)	若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究	
当該施策の背景・目的	<p>近年、若年層を対象とした暴力が多様化しており、その実態把握とともに、若年層に対する啓発活動等が重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態を把握し、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討するため、若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する調査研究を行う。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 16,385 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要に関する被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者が実態に即した支援を受けることができる効果的な支援の在り方について検討する。</p>	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

若年層の性的搾取に係る相談・支援の在り方に関する 調査研究経費

1. 目的

若年層における性的搾取、とりわけ、いわゆるJKビジネスやアダルトビデオへの出演強要の被害実態について、被害者支援に実績のある民間支援団体の取組を通じて調査するとともに、有識者からなる検討会において、被害者に対する効果的な支援の在り方について検討する。

2. 概要

● 実態把握調査

(※調査協力団体：いわゆるJKビジネス及びアダルトビデオへの出演強要の被害者支援に実績のある民間支援団体)

● 検討会の開催

(※有識者5名程度、5回)

大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 <u>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</u> 児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</p>	
該当施策名 (事業名)	若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発のための研修事業	
当該施策の背景・目的	<p>近年、若年層を対象とした暴力の多様化がみられ、若年層が暴力の加害者にも被害者にもならないための予防啓発は重要性を増している。 こうした状況を踏まえ、若年層に対して、男女の対等なパートナーシップや暴力を伴わない人間関係を構築するための啓発活動を促進し、将来において、女性に対する暴力の加害者・被害者になることを防止することを目的とする。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算: 5,518 千円 28年度一次補正予算: - 千円 28年度二次補正予算: - 千円 29年度要求予算: 7,378 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者を対象とする、女性に対する暴力に関する研修を実施する。 若年層における多様な暴力の形態及び実態を把握するため事例収集・分析を行うとともに、若年層の被害実態に即した、若年層を対象とする予防啓発小冊子の作成を行う。</p>	
担当府省庁	内閣府	
	男女共同参画局推進課暴力対策推進室	

若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業

1. 目的

若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ者等を対象とする女性に対する暴力の予防啓発に関する研修の実施及び若年層の被害実態に即した、若年層を対象とする予防啓発小冊子を作成して配布することにより、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。

2. 概要

●対象者

- ・ 若年層に対して教育・啓発の機会を多く持つ指導的立場にあるもの
- ・ 地方公共団体において若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を担当している行政職員
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発事業を行っている民間団体

●主な研修テーマ

- ・ 若年女性に対する暴力の現状と被害者支援について
- ・ 地方公共団体・学校における若年層を対象とした女性に対する暴力の予防啓発に関する取組について
- ・ 若年層を対象とした女性に対する暴力の効果的な予防啓発手法について

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 95
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。</p> <p>児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。</p> <p>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</p>	
該当施策名 (事業名)	情報発信活動の推進及び防犯教室の実施	
当該施策の背景・目的	<p>子供や女性を対象とする性犯罪等は、被害者等の心身に深い傷を残す卑劣な犯行であり、地域住民のみならず社会全体に大きな衝撃を与え、治安に対する著しい不安感を生じさせるものである。</p> <p>子供や女性を守る取組として、犯罪に至らない段階での未然防止及び自衛意識の向上のための情報提供や防犯教育、自治体や民間団体が参加するネットワークとの協働による広報啓発活動等の推進に努めている。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
		予算
		28年度当初予算: 千円
		28年度一次補正予算: 千円
		28年度二次補正予算: 千円
	29年度要求予算: 千円	
		機構定員要求
	○	その他(具体的に)
		都道府県警察における取組
当該施策概要	<p>○ 情報発信活動の推進 子供や女性を対象とする性犯罪の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止に係る啓発を促している。</p> <p>○ 防犯教室の実施 企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。</p>	
担当府省庁	警察庁	
	生活安全局生活安全企画課	

子供や女性を対象とする犯罪の未然防止対策

○ 子供女性安全対策班による活動

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆とみられる声掛け、つきまとい等の行為者を特定し、検挙又は指導・警告等の措置を講ずる先制・予防的活動を推進していくことにより、子供や女性を被害者とす
る性犯罪等の未然防止に努めている。



捜査員による事情聴取の状況

○ 参加実践型の防犯教室の実施

企業や学校関係者と連携して防犯教室を開催し、犯罪被害の実態を踏まえた平素の防犯対策を始め、犯罪に遭遇した場合の対処方法や護身術等について実践的な防犯指導を行い、女性の防犯意識の向上を図っている。



女子高校生に対する防犯教室の開催状況

○ 情報発信活動の推進

子供や女性を対象とする性犯罪等の前兆と見られる声掛けや、つきまといの発生状況等について、各都道府県警察のホームページや不審者情報メール等を活用してタイムリーに発信することにより、被害防止にかかる啓発を促している。

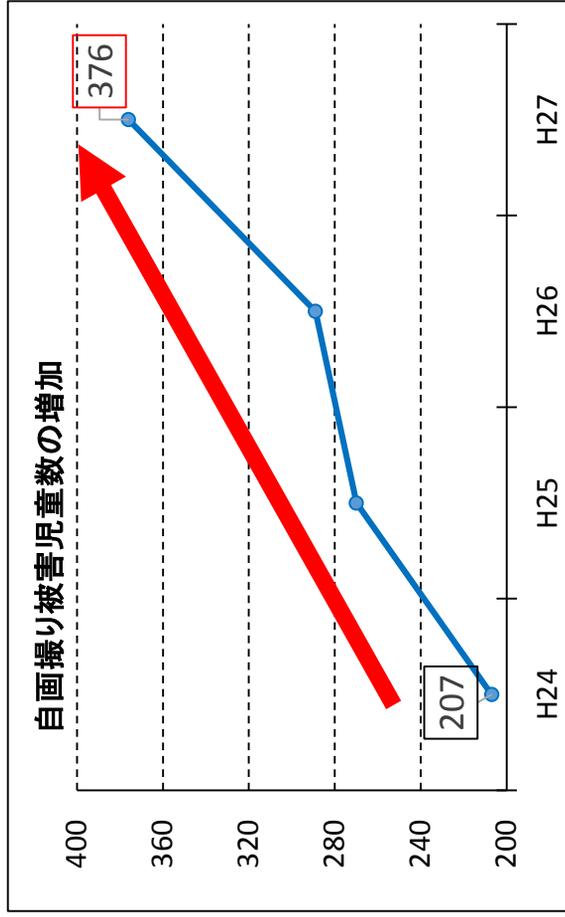
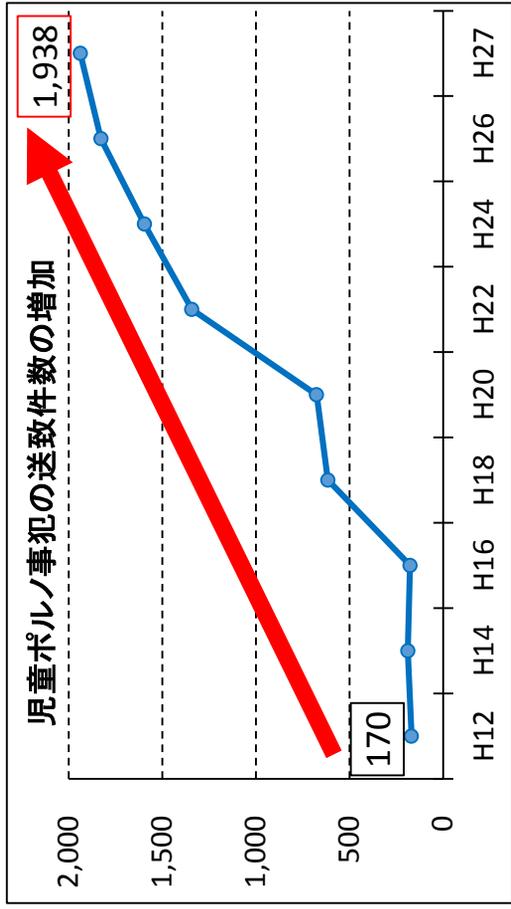


防犯教室における護身術の指導状況

「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 96
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u></p>	
該当施策名 (事業名)	自画撮り被害児童の心理特性に関する調査	
当該施策の背景・目的	<p>児童ポルノ事犯は、平成27年における送致件数、被害児童数がいずれも統計を取り始めて以降最多となるなど深刻な情勢にある。特に、近年はだまされたり、脅されたりして児童が自分の裸体をスマートフォン等で撮影させられ、メール等で加害者に送られる「自画撮り」被害が増加傾向にあり、平成27年は被害児童数の約4割を占め、被害の防止対策が急務となっている。</p> <p>このような状況を受け、自画撮り被害児童の心理特性に関する調査を実施し、その結果を分析することにより、被害の防止施策に活用する。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	予算 28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 35,842 千円
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>全国の中高生・保護者及び自画撮り被害に遭った児童・保護者を対象として自画撮り被害に係る意識等の調査・集計を実施する。 調査後は、当該結果を分析し、非行防止教室等の被害防止施策で活用する。</p>	
担当府省庁	警察庁 生活安全局少年課	

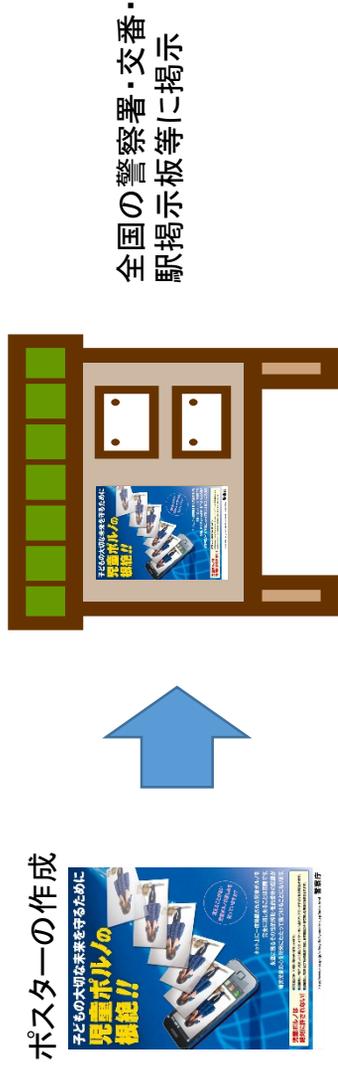
児童買春・児童ポルノ対策の強化に必要な経費

児童ポルノを取り巻く現状

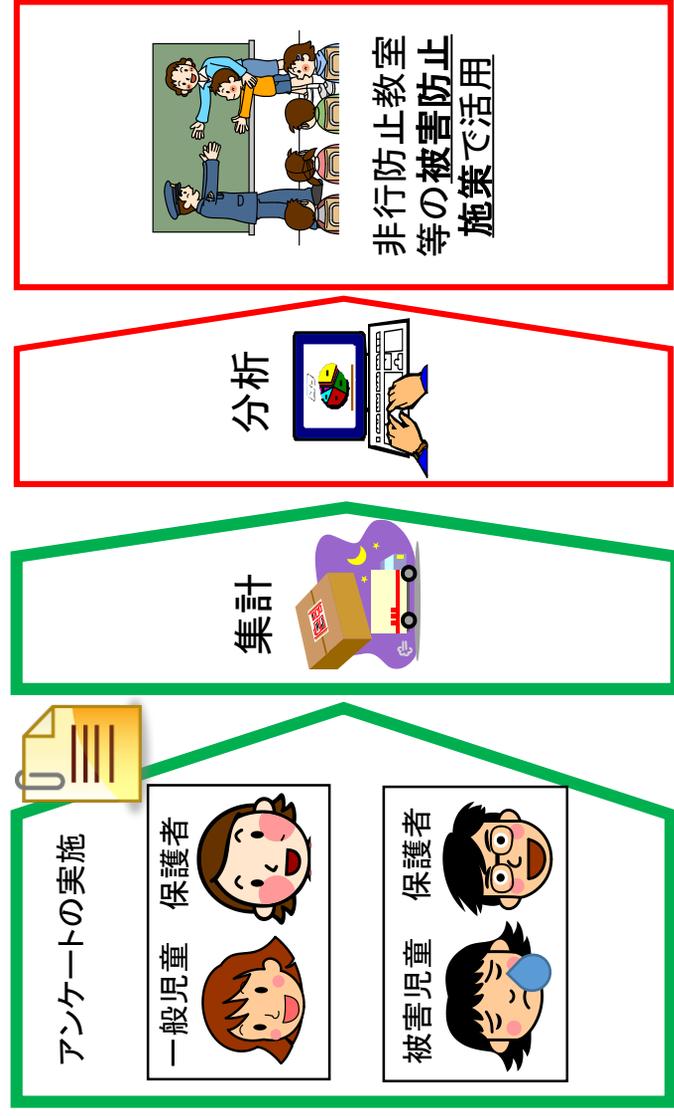


対応策

○ 児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発に要する経費



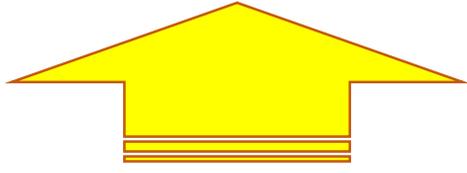
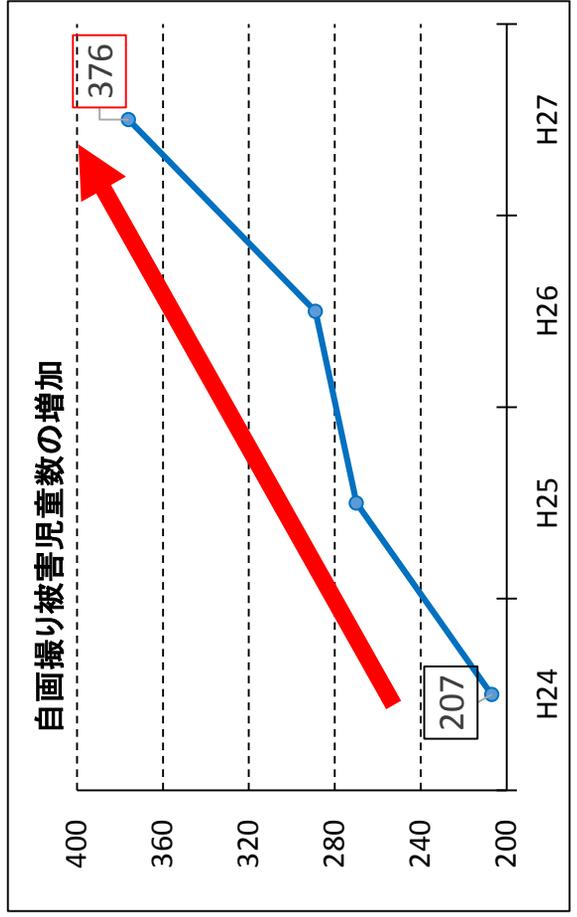
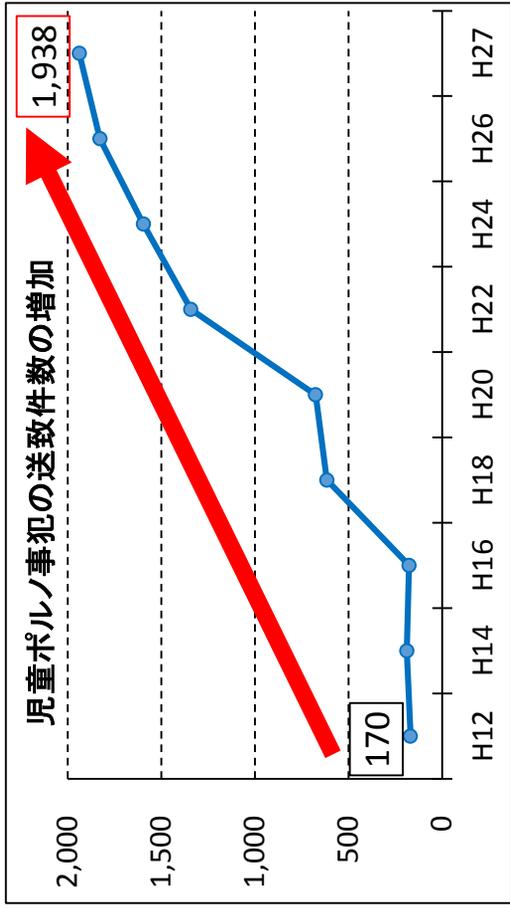
○ 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査



「女性活躍加速のための重点方針2016」該当箇所		通し番号 97
大項目	Ⅱ 女性の活躍を支える安全・安心な暮らしの実現	
中項目	1. 女性に対するあらゆる暴力の根絶	
小項目	(4)女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり	
細項目	<p>① 暴力の実態が的確に把握できるデータ等の在り方について検討する。 被害者への効果的な支援施策に資するための広報・周知方策について検討する。 児童の性に着目した新たな形態の営業など、若年層を対象とした暴力の多様化を踏まえ、その実態把握に取り組むとともに、若年層に対する啓発活動、教育・学習の充実を図る。 <u>児童の性的搾取等に係る対策を推進する。</u></p>	
該当施策名 (事業名)	児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発	
当該施策の背景・目的	<p>児童買春事犯の被害児童数は、平成26年から増加に転じており、また、児童ポルノ事犯の被害児童数は、統計を取り始めた平成12年以降、最多となるなど深刻な情勢にある。 このような状況を受け、児童買春及び児童ポルノが児童の人権を侵害する悪質な犯罪であることを一般国民に周知することで、児童の性的搾取事犯から社会全体で児童を守る。</p>	
当該施策の政策手段の分類		法令・制度改正
		税制改正要望
	○	<p>予算</p> <p>28年度当初予算： - 千円 28年度一次補正予算： - 千円 28年度二次補正予算： - 千円 29年度要求予算： 1,105 千円</p>
		機構定員要求
		その他(具体的に)
当該施策概要	<p>児童買春・児童ポルノ防止のための、一般向けの広報啓発用ポスターを作成し、全国の警察施設、駅等の公共施設の掲示板に掲出するとともに、警察庁ホームページにも掲載する。</p>	
担当府省庁	<p>警察庁 生活安全局少年課</p>	

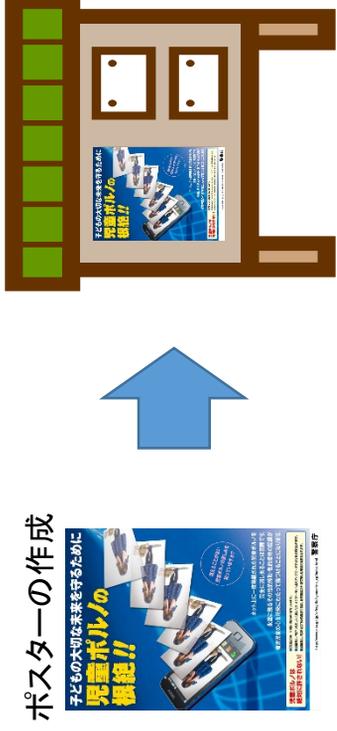
児童買春・児童ポルノ対策の強化に必要な経費

児童ポルノを取り巻く現状



対応策

○ 児童買春・児童ポルノ防止のための広報啓発に要する経費



全国の警察署・交番・
駅掲示板等に掲示

○ 自画撮り被害児童の心理特性に関する調査

